

# 淀川水系流域委員会 第1回治水部会

## 議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧ください)。

池淵委員

塚本委員

森下委員

日時：平成15年3月8日(土)10:00~12:00

場所：京都リサーチパーク 地下1階バズホール

庶務(三菱総合研究所 近藤)

それでは、これより淀川水系流域委員会第1回治水部会を開催いたします。

司会進行は、庶務を担当する三菱総合研究所の方で務めさせていただきます。私、関西研究センターの近藤です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、新しくできましたテーマ別部会の治水部会の第1回目です。開催にあたって委員の方々のご紹介をさせていただきます。

まず、部会長は今本委員です。部会長代理は後ほど部会長からご指名頂きます。

正面のスクリーンから反時計回りに改めてご紹介させていただきます。芦田委員長、池淵委員、大手委員、江頭委員、川那部委員、西野委員は本日欠席です。本多委員は他部会から出席ですが、まだ到着されておりません。他部会からご出席の塚本委員、山本委員、森下委員、水山委員、枡屋委員、畚野委員、尾藤委員の皆さまです。

審議に入る前に、幾つか確認とお願いをさせていただきます。

まず、お手元の配付資料ですが、「発言にあたってのお願い」というのがあります。白い紙です。それから、「議事次第」。

それから、資料-1。先日開かれました2月24日の委員会の資料です。それから、資料-2。「テーマ別部会について」です。

資料3-1「『淀川水系河川整備計画原案』の構成(案)」。河川管理者からの提供資料です。これは皆さまにはお手元にあります。委員の皆さまには既にお届けのものであります。お持ち頂いているか、もしなければ机の上にとじてあるファイルの中にあります。資料3-2-1、同じく「『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)』質問の回答」。河川管理者からの提供資料です。それから、資料3-2-2、パワーポイントの河川管理者からの提供資料、「『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)』委員からの質問の回答」です。資料3-1、資料3-2-1、資料3-2-2は、委員にはお持ち頂いているか、机の上のファイルをご覧頂ければと思います。

それから、資料3-2-3「『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)』委員からの質問と回答」。河川管理者からの提供資料。前回までの委員の意見に対する河川管理者から説明のパワーポイントです。

それから、資料3-3「『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)』検討にあたっての論点(案)について」というA3の資料です。それから、資料4が今後の運営会議の日程、「2月~6月の委員会、部会、運営会議の日程について」です。そして、参考資料1は、「委員および一般からのご意見」です。

最後に、資料2の補足が入っていますが、本日この後、1時半から利水部会、4時半から環境・利用部会が開催されます、その関係資料です。

委員席に、また1月17日に確定しました提言も置いていますので、委員の方々、ご参照下さい。過去の議事録については、両側の後ろに置いています。

次に、前回委員会以降に一般の方々から流域委員会に寄せられましたご意見について、ご報告いたします。時間の関係で、全てを詳細にご紹介できませんが、後ほどの審議の参考として頂ければ幸いです。

参考資料1というのがあります。「委員および一般からご意見」ということで、2月21日から3月2日の間に、ここにあります5件が一般の方からさらにお寄せ頂いております。提

言に関するご意見等が寄せられております。また、河川管理者に対する要望書や質問書といったものもこういった方々から寄せられておりますので、委員の皆さま方、改めてご参照下さい。

発言にあたってのお願いですが、本日は一般傍聴の方々にも発言の時間を設けさせて頂く予定です。その際には「発言にあたってのお願い」、白い紙をご一読下さい。なお、委員の審議中は、一般の方々には発言をお控え下さるようよろしくお願い申し上げます。

会議の終了後、議事録を作成しますので、発言される方は、まことに恐れ入りますが、マイクを通してお名前を発言下さるようお願いいたします。携帯電話はマナーモード等にお切りかえ下さい。

本日はこの後開始して12時に終了いたしますので、ご協力をよろしくお願い致します。

それでは、審議に移りますので、今本部長、よろしくお願い申し上げます。

今本部長

前回の委員会で治水部会の部長に指名頂きました。不行き届きな点があるかと思っておりますが、私なりに全力を尽くして部会の運営にあたりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

早速ですが、最初に部長代理の指名したいと思っております。規約によりますと部長が指名できることになっておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、森下郁子委員に部長代理をお願いいたしたいと思っております。よろしいでしょうか。それでは、森下委員、よろしくお願いいたします。

森下部長代理

今本委員よりも過激なのがございますので、どうぞお手やわらかにお願いをいたします。精いっぱい会議が円満にいくように努力いたしますので、よろしくお願いをいたします。

今本部長

それでは、部会での検討事項及びスケジュールの確認を庶務からお願いします。

庶務(三菱総合研究所 新田)

省略[資料1、資料2の説明]

今本部長

只今の説明につきまして、ご質問、ご意見ありますか。よろしいでしょうか。

それでは、次に進めさせていただきます。

まず、河川管理者の方からよろしくお願いいたします。

河川管理者(近畿地方整備局 河川計画課長 久保田)

それでは、治水に関しましての質問に対する回答を資料3-2-3にありますように、適宜パワーポイントを用いて説明させていただきます。

順次、質問の番号に沿っていきます。治水・防災の部で、まず質問の27から説明させて

頂きます。

質問 27. 提言にある新たな治水の概念をどのように評価しているのかということにつきましては、提言にある3つの問題点、「整備の進捗が被害ポテンシャルを増大させた」、「自然環境に悪影響を及ぼすことがあった」、そして「水害が頻発している地域やその危険性のある地域が残されている」といったことに関して、今回我々が提示しました「説明資料(第1稿)」に記載しております。具体的には、「4.2 河川環境」もしくは「4.3 治水・防災」の中で基本的な方針を示しております。前回、委員の方々にお配りした質問への回答という順番に沿って説明させて頂いております。グリーンファイルの7ページからが治水・防災の章になっていますので、その順番でお答えしております。第18回委員会資料2-3-1です。

続きまして質問 28、光ファイバーに関してです。ご質問が光ファイバーの敷設については促進が必要ではないかという点と、一方では樋門等の遠隔操作をするとともに、やはりマンパワーも必要ではないかということですが、両方を同時にやっていくべきであるということです。光ファイバーにつきましては堤防天端や堤脚部等の管理上支障のないところで敷設しております。堤防天端の、川とは反対側にボックスを入れまして、その中に光ファイバーを整備しております。現在、その整備率は約44%ということです。

もちろん、今後ともこういった光ファイバー等の設置をやっていきますけれども、当然設備等には異常が発生する可能性もありますので、手動によるバックアップ体制を堅持していこうと考えております。

光ファイバーの具体的な整備につきましては、お手元に配付しています資料3-2-3の治水部会の28ページに、1つの事例としまして木津川の下流部及び本川、桂川等において、今後我々が設置していく光ファイバーについての詳細なデータを記載しております。これは今後、淀川工事事務所の管内におきましては、5カ年で45億円をかけまして光ファイバーとかCCTV等の設置をしていこうと考えております。

こちらは1つの事例で、その他、例えば瀬田川における設置状況は正面のスクリーンにある通りです。さらに、木津川の上流部及び猪名川におきましても、今後とも設置していこうと考えております。

特に木津川上流部におきましては、まだネットワークとして形成されてないところもありますので、こういったところは重点的に整備していく予定です。

続きまして、質問 29 になります。こちらは田畑における浸透機能や貯留機能の有効な活用を合理的な経費配分を行いながら考えていくべきではないかというご質問です。特に農家等との連携事業等を立ち上げれば、農業生産性の向上とともに貯留機能や浸透機能を活用できるのではないかといった質問につきましては、当然既存の田畑における浸透機能や貯留機能の有効な活用方法について、今度とも検討していく予定です。

一方では、田畑の貯留機能について一般的な認識としては、例えばかんがい期におきましては、水田は常に水で満たされて、効果が本当にあるかどうかはまだわからないといったこと、水が張っていない時におきましては通常は排水口をあけて乾田化しているということで洪水等が入ってきますと湿田化して支障が生じる可能性があるのではないかといったようなことがありますので、こういった観点も含めて今後とも田畑における貯留の可能性とか実効性については調査をしていこうと考えております。

続きまして、質問 30 になります。琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減策として、下流の瀬田川

等の流下能力を上げる施策について、琵琶湖の水位を急速に下げると生態系に悪影響があるのではないかといったご質問です。琵琶湖周辺で浸水被害が発生しているような時には当然水位を速やかに低下させるといったことが必要ではないかと考えています。但し、そういった浸水被害がない時には、洪水期の制限水位へ低下させる方法を今後とも検討していく予定です。具体的に申し上げますと、洪水期への移行操作のための水位の低下方法については、環境等の観点で今後とも検討していく予定です。但し、琵琶湖の水位が高くなって、堤内地への浸水被害が発生しているような時には水位を急速に低下させて、こういった洪水被害を少なくするべきであろうと考えております。但し、制限水位を下回った時には、こういった低下方法を環境面と一緒に考えていく必要があるかと考えているところです。

続きまして、質問 31 です。地下空間の被害軽減について、避難誘導などの施策を我々は提示しております。それよりも、まずは地下への浸水口を防御する方法も検討すべきではないかといった質問です。これに対しましては、地上との出入口には防水板などを設置して、防御できるようにしているところもありますが、これまでも部会等でご説明している通り、市内部につきましては浸水深が5mに達するようなところがどうしても出てくるのではないかと考えています。こういったところは、抜本的な対策としての防水板は機能的にも現状では厳しいものがあり、まずは避難誘導が第一であると考えています。

平成 10 年に発表しましたビデオで洪水氾濫シミュレーションのビデオをつくっております。これは当時、府市等に配布しておりまして、現在でも府民センター等での閲覧が可能となっています。破堤等を生じるような浸水被害が発生しますと、例えば JR 大阪駅前ですと 2 時間後には車の通行ができなくなるくらいまで浸水し、10 時間後には完璧に 1 階部分は水没してしまいます。そして、地下空間への出入りにつきましては、まさにこれを発表した 1 年後に博多駅前の地下街で浸水被害が発生したのですが、このように地下街に水が入っていきまして、あっという間に水で満たされてしまうということです。

その時に、地下鉄がどのように水没していくかという、時系列的なシミュレーションもしました。30 分後には浸水が開始し、大体 3 時間くらいで都心部の地下鉄はほぼ浸水状態になるということです。全体的に行きわたるのが 8 時間後で、8 時間たつと地下街及び地下部は満水状態になってしまうということです。

なお、地下街にどれだけの施設があるといえますと全体で大体 37ha、店舗数は 1,500 軒あまり、地上へ通じている階段の数は 273 カ所あるということです。

現在も出入口については、防水扉を当然設置しております。中小の洪水の浸水でしたら十分に耐え得るものなのですけれども、淀川本川が破堤するようなことになると、これを乗り越えていってしまうであろうと予測しております。また、地下鉄部の出入口にも、当然防水扉は設置されています。地下空間があるようなところは、地上部がどのように時間とともに浸水していくのかといった時系列的な図面と現在ある地下鉄の駅とか防水扉の位置は、このようになっております。

続きまして、質問 32 と 36 になります。堤防強化対策なのですけれども、「3) 堤防強化対策」に「 応急的強化」と書いているのですが、それは一体どういうことかということです。そういった整備は現在法的な義務があるのかどうかと施工費の制限があるのかどうかということにつきまして、堤防の破堤による被害の回避を避けるとするのであれば、我々はスーパー堤防しかないと考えております。

お手元の資料の30ページに、現在行っているスーパー堤防の施工状況の詳細な資料をつけております。こちらは現在、淀川本川で実施しております新町地区におけるスーパー堤防の事例です。現在こちらには病院施設が来るということで、その建物と一体的に整備しております。お手元の資料でピンクに塗ってあるところが盛り土部分で、このように土を盛り上げると堤防が町と一体化するということです。こうなると、まず破堤は発生しないでしょうし、盛り足したところに病院をつくりますので、まちづくりも一緒にできるということです。

左側の図で一箇所、全体事業費に間違いがあります。全体事業費は43億円です。残事業費は3億円でして、河川整備計画期間内はこの3億円で、あと1年程度で完成の運びとなる予定です。

続きまして、質問33。洪水情報伝達につきまして、視認性等で高い手法として浸水予想水位を提示があるということで、これは具体的にどのような手法なのかといったことについてです。

我々もこれまで様々な手法を講じてきているのですが、ご指摘の通り、なかなかうまくいっていません。今後ともご議論頂いて、よりよい方法をご審議して頂ければと思っております。具体的に、現在行っている一例を正面に示させて頂いております。例えば、木津川では鍵屋の辻と、現在はこのお茶屋はなくなっているのですが、お茶屋があった頃は軒下に、昭和28年はここまで洪水被害で浸水深がありましたよというようなことが書いてあったということです。他の河川になるのですが、雨が降っている時には、堤防の外側に水位がどこまで達しているのかといったことを住民の方々にアピールしているという1つの手法があります。

こちらは、先ほど示したような氾濫シミュレーションを行った時につけさせて頂いたフォトモンタージュ写真で、これくらいの高さまで水がつかますとパンフレット等に掲載しています。さらに近畿管内の他の河川なのですけども、これは福知山市内です。このように情報掲示板を設置しまして、川の状況とか、様々な川に関する情報を提供しているところです。

続きまして、質問34。「水災に対する意識啓発」について、一体どのような具体的方法を検討しているのかといったことにつきまして、国土交通省では毎年5月の水防月間を初めとして、様々な情報活動を実施しております。例えば、水防技術講習会を職員を対象に行ったり、水防団を対象として技術の確認をしたり、もしくは近くに住んでいらっしゃる住民の方々と一緒に水防演習を実施したりといったことをやっております。

他にもインターネットや携帯電話でも現在の雨の状況や水位の状況等を情報発信するといったようなこと、氾濫シミュレーションを順次実施して、自治体と一緒にハザードマップをつくって各戸配付をしたり、もしくは電話帳にレッドページとして掲載したりといったことをやっているところです。あとは、洪水に関する安全情報や危険情報に関する提供だけではなくて、ふだんの利用に関する情報提供もやっております。

お手元の資料の例えば33ページは、通常の利用に関する啓発活動の1つの事例として、「水難事故防止協議会」を立ち上げて、情報交換や広報発信について考えていきたいという体制の案、現在やっている活動をパンフレットにして配布したり、総合学習と一緒に出前講座ということで職員が出張のようなことをやって川に関する学習会を実施といったようなことをやっているところです。

さらに 32 ページには、これまで河川管理施設、昔から様々な施設をつくってきておりますが、そういった中には歴史的価値のあるものもありますので、昔から水害との闘いをやってきていることや周辺整備と一緒にこういった施設をつくってきたという広報活動とともに、適切な維持管理や保全等を行っているところです。

続きまして質問 35。「ライフライン施設管理者との調整や、低平地対策、建物や重要施設の耐水化の中の基本事項」とは、具体的にどういったものですかということです。基本事項としては、例えば土地の改変に係る事項や建物の耐水化のための構造や材質等基本となる事項を入れさせています。なお、この件につきましては、被害ポテンシャル低減対策として検討する項目の1つとして提示をしているところです。

続きまして、質問 37。「(2) 河川毎の施設整備内容について」の中のスーパー堤防に関して、特に猪名川ではスーパー堤防は困難ではないか。また、その場合、表面をコーティングするような応急処置を書いているけれども、それは環境を自然な状態に近づける方針とは合っていないのではないか。さらに、堤防強化延長 38km とは具体的にどこのことかといったご質問です。スーパー堤防で現在我々が実施箇所として考えているのは、おっしゃる通り淀川本川です。ただ、スーパー堤防以外の手法で考えている応急的な堤防強化工法には、その一例として堤防表面を護岸等で復興するものがありますが、その表面に土を盛る等して、極力自然な状態に近づけたいと考えているところです。

ここで我々が言っている危険性の高い箇所について、我々がどういった観点でそこが危険ですよといったことを判断しているのかということにつきまして、簡単にもう一度だけ説明させて頂きたいと思います。

堤防が危険かどうかにつきましては、我々は主に3つの観点で見えております。その中でも一番危険なのは、やはり越水です。川の水位が堤防より高くなって、堤防を越すような状況になりますと、特に堤防の裏側、住宅側は、通常は芝を張っている程度ありますので、やわらかい堤防の表面が削り取られて一気に破壊してしまうということがあります。続いて、洗掘です。たとえ洪水が堤防よりも低くても、水流が早いければ、だんだんと堤防が削り取られて破堤してしまうということがあります。3つ目としまして浸透があります。水位が低くても堤防の土質がよくなければ、水がしみ出して土が緩んで崩壊してしまいます。以上、3つの観点で我々は概略点検を実施しております。

そういった3つの観点と、さらに堤防の際に人家があるかないかといったことで、例えば3段階に優先順位をつけております。その3段階でチェックしたものを図面上に表示したものはこちらになります。このうち、応急的にやっていかなくてはいけないと判断したのが赤く塗っているところです。淀川及び瀬田川、野洲川、そして木津川上流、猪名川といったところが応急的に実施しなくてはいけないところであろうと考えております。このように危険であると判断したところをどのように施工するのかといったことも現在検討している段階なのですが、お示ししたいと思います。

まず、水位です。このように応急的な堤防強化については、いろいろな組み合わせがあります。例えば越水で、先ほど申し上げたように、特に堤防の裏側とか足元がやられやすいところであれば、ここを強化的に整備するといったことが1つの例としてはあります。

さらに、浸透に対しましては、水がしみやすいように全面に保護を実施する、遮水して水がしみ出さないようにする、もしくはたとえしみてもドレーンで排水するといったことの組

み合わせも考えられます。洗掘につきましては、流速が早いわけですから、例えば川側で護岸を設置して洗掘されないようにするといったことの組み合わせが様々考えられます。

そこで、質問 38 として、一体どれくらいのお金がかかるのかといったご質問があります。これにつきましては、先ほど申し上げましたように様々な組み合わせがありますので、一概に幾らだと申し上げることができませんが、例えば代表的なもので、浸透対策でスーパー堤防を今後設置する予定のあるところ、まだスーパー堤防が施工できないようなところでは、ちょっと工法が違ってくるのですけども、大体キロあたり 10 億円から 15 億円ではないかと思えます。浸透とか洗掘、越水、低水洗掘も非常に危険な区間について、相当な工事を実施しなくてはいけないようなところは当然高くなっていきます。例えば、これくらいのものを実施すると、1km あたり 40 億円くらいかかるのではないかと考えているところです。

また、質問 39 として、浸水被害の軽減という観点から、例えばどのような貯留施設がこれまでにあったのか教えて頂きたいという質問もありました。一般的にはダム、遊水地、ため池等のかさ上げがありますけれども、木津川上流域では一例として、支川の比自岐川に生活貯水池整備事業としての滝川ダムがある他、治水目的以外についても当然ダムやため池があります。

その他にも都市部で主に実施している貯留施設としましては、お手元の資料の 29 ページに、これは池田市内でやっている事業なのですが、都市部で例えば地下にこのような貯留管を設置するというようなことも貯留に関する整備の一例です。

続きまして、質問 40。名張川といった上流部の既設ダムの運用変更を検討とあるが、具体的には構造改良等か、もしくは伴わないで運用、用途の変更で済むのかどうかといった質問です。我々としましても、構造改良を伴わない運用の変更から考えていきたいと思っております。

続きまして、治水・防災に関しましては、質問 46 です。既設ダム群の再編成をどうするのかといった簡潔明瞭なご質問につきまして説明させていただきます。例えば、2つのダムがあったとします。この2つのダムの一方は小さくて、その下流に対しての治水をもう少し増強したいとします。他方、近くにあるBダムでは、治水の容量はこれだけたくさんあるということであれば、例えば、うまく運用して、Aダムにおいて治水を増強するということができます。増強して、利水安全度が少なくなりますので、この減った分を近くのBダムでカバーできないかといったようなことです。こういったことを現在検討しているところです。

続きまして、質問 47。ダム放流時における下流の安全確保について、どういう意味なのかといった質問ですが、具体的な事例を紹介させていただきます。例えば遠隔操作でカメラを使って監視をしたり、情報を発信したりとかいうことを考えております。一例としまして、天ヶ瀬ダム下流部において、そういった施設を設置している図面がこちらになります。このように警報局を設置して、ダムの放流に関する情報を発信したりとか、実際に職員等が現地に行って巡視行為を行ったりとかいったようなことをやっております。

続きまして意見に移らせて頂きます。意見 33。洪水ハザードマップの作成状況、現時点では4市と書いているが、4市はどこかという質問です。4市は、現在、寝屋川市、川西市、高槻市、枚方市です。現在、他の沿川市町にも公表を何とかして頂けないかということで調整をしております。当然、今後ともこういった自治体が増加することが予想されるので、現時点の4市のみを河川整備計画に記載する必要はないのではないかと考えております。



続きまして、意見 34。下流への流量増大の抑制について、バイパストンネルによる流量と連動したゲート操作によって狭窄部上流での氾濫危険を少しでも低下させる方法も検討する必要があるのではないかとということです。多分、ご指摘につきましては、こういうことではないかと我々は考えました。一般的に狭窄部を挟んで、こちらが上流の水位の状況です。横軸が時間、縦が流量です。雨が降って上流で流量が増します。一方下流では、時間差を置いて、上流から水が下流に来ますので、下流の流量が増します。狭窄部を開削しますと、一般的には上流は当然助かります。水がたまることもなく下流に一気に行きますので、流量がぐんと下がります。その分、下流は被害を被ることになります。減った分、下流に水が行くようになりますので、下流のピーク流量が増すということになります。こういうこともありまして、我々として当面開削は実施しないということで、特に下流の堤防がよくないといったこともありますので、さらに危険にするようなことはできないのではないかとすることは、これまでもご説明してきた通りです。

但し、ここにあるご意見は、例えばトンネルをつくって、ゲートを置いて、うまく操作すれば、下流を危険にすることもなく、上流だけ助かることがないかと、こういったことも検討しなさいというようなご意見だと思えます。それはどういうことかといいますと、狭窄部でトンネルをつくります。例えば、狭窄部を挟んで上流と下流が遠いといったような様々な要件であれば、さらにゲートを設置して上手に運用すれば、上流のピーク流量をトンネルで下げて上流を助ければ、時間のずれを上手に利用して上流を下がった分を何とか下流でも受けるようなことができないのかといったようなことではないかと思えます。これらについては、本当にそういった運用ができるのか、そういった地形があるのかというようなことを今後とも検討してご説明していきたいと考えております。

続きまして、意見 35 です。被害の分散化という言葉について、これは注意すべき用語であり、従来安全だったところがそうでなくなる、もしくは安全が低下してくることをも意味して、安易には議論できないであろうというようなことです。我々は今後、例えば浸水被害ポテンシャル低減方策協議会といったようなものを設立して、地元の合意を得ながら進めていきたいと考えているところです。

続きまして、意見 36。非常用物資の備蓄についてです。資材という言葉は挿入した方がよいのではないかとつきましては、表現については今後とも検討して参ります。一方、水防管理団体の保有しているもの以外に、我々国が保有しているものの一例を正面でお示ししております。水防倉庫といったものがありまして、その中に資機材を備蓄しております。どういったものがあるかということは、例えば手押しの一輪車、たこつち、丸太ぐい、みの、スコップ、むしろ、縄とかいったもので、いざ事があった時には、緊急に対応できるようにしております。

最後に意見 37。宇治川の塔の島地区です。1月24日の拡大委員会で一般からのご意見として、宇治川の歴史的景観との関係で意見提出及び発言があったが、これは一体どういうことかということです。現在、我々が塔の島地区で行っているのは、平成13年に開催されました第2回淀川流域委員会で実施状況の説明をした護岸工事です。簡単にご説明したいと思えます。詳細の説明は今後して参ります。概略だけ申します。現在から大体30年ほど前、昭和46年に上流の琵琶湖沿岸の浸水被害とか、下流の宇治川の整備といったことに関連で、流量がそれまでの目標は900m<sup>3</sup>/sだったのを1,500m<sup>3</sup>/sに改定しました。これまで言っ

てきた工事实施基本計画の中身です。それに基づきまして、当然この塔の島地区はご覧の通り、川が浅くて細いということで、この目標には耐えられないということでした。そこで、何らかの改修をしないといけないということです。ここは平等院があるということもありますし、昔から歴史的な経緯もあるといったところの美観地区で、当時はこのように細い橋でした。そこで、景観の調和とか、宇治橋のかけかえといったことに関する事項を、やはり協議しないといけないのではないかとということで、地元の市長からの諮問に基づきまして、宇治橋付近景観保全対策協議会というものを2年半後に設置しております。昭和52年にその協議会から答申書が提示されました。これに基づきまして、市長から宇治川改修計画に関する意見書といったものが提示されまして、この意見書に基づきまして工事を実施しております。基本的な中身としては、この塔の島の面積を変えないで改修して欲しいということです。それに基づいて実施してきました。工事の進捗に伴いまして、亀石の対策、特に環境面、景観面に配慮して検討しないといけない事柄が生じたので、委員を拡充し、かつ全面公開といった形で塔の島河川整備検討委員会というものを平成12年に設置しまして、その委員会で景観保全と宇治川改修をどのようにやっていくべきかということを議論して頂きました。それに基づきまして、現在工事しているところです。

これは着手後の状況で、1年前くらいの状況です。これは流量の関係もありまして、何か面積が違うように見えますが、面積を変えないで実施しております。見て頂ければわかるように橋もかけかわっているところです。現在の状況ですけれども、これが昭和49年の状況と平成14年。朝霧橋からの上流の写真です。具体的にやっている工事の1つの事例として、自然石を使って根固めを実施する等して、治水に関して強化をしているところです。現在の工事の中身なのですけれども、これは工事の実施状況でして、今年の3月にはこの工事も完了を迎えようとしているところです。

委員からのご質問に対する河川管理者からの回答は以上です。

今本部長

多くの質問をされた委員が今日のご出席ではありません。従いまして、質問に対する回答はこれで十分だったかどうかはわからないのですが、他の委員の方で、今の回答、或いは意見に対する説明について、お聞きしたいところはありますか。

水山委員

塔の島地区で行っている整備内容でどうして流量が増えるのかと思いました。いろいろな説明もあったのですが、何故、流量が増えるのか教えて下さい。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

最終的には河床掘削が残っております。現在、何故、護岸工事をやっているかといいますと、川底を掘り下げるための前準備としての護岸工事をやっているということです。流下能力を上げるためには、河床掘削が残っております。従いまして、まだ、流下能力が上がっているわけではありません。

今回の河川整備計画の説明資料(第1稿)の中では、河床掘削を実施する時期については、上流の再開発の検討の内容、それから下流の堤防の強化の状況を踏まえて実施時期を検討す

るということになっています。

畚野委員

意見 33 番のハザードマップの件ですが、住民に周知徹底ということが非常に大切だと感じております。平成 13 年頃にそういう問題が出た時に、私は川西市役所に行きまして、どういうハザードマップがあったか、市民に対していつ、どういうお知らせがあったかということをお調べしたのですが、現実には防災図のようなものと組み合わせて、平成 9 年 6 月に配布されたきりということでした。それ以上詳しいことは、市役所の方もご回答できなかったのが現状です。

その後、浸水想定区域図を国の方では淀川本川、或いは猪名川の国の管理区間について発表をされておりますけども、川西市内の猪名川というのは国の管理区間が少なく、県が担当しております区域、特に多田地区の狭窄部というのは県の管理区域になっております。従って、県の管理区域については、県が浸水想定区域図を整えるはずになっておりますけども、現実にはどこまで進んでいるか全く聞いておりません。そういうことで、川西市にハザードマップがあっても古くて現状に合わないかもと住民の側では心配しておりますので、速やかに改善されることを要望しておきます。

今本部長

今のはご意見ということでお伺いしてよろしいでしょうか。

ハザードマップは府県というよりも、たしか市町村ですね。ですから、その辺の連携をしながら当然やってもらわないといけないと思いますが、ご意見ということでもよろしく伝えて頂くということにしたいと思います。

榊屋委員

質問 31 で、地下空間部の被害軽減のところ、大阪地下街の出入り口の話がありましたが、感覚的に言って数がちょっと少ないのではないかと思います。隣接するビルも含めて全部チェック済みなのでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川計画課長 久保田）

資料で言うと、273 カ所というところですか。

榊屋委員

例えば大阪地下街でしたら 16 カ所と書いてありますが、隣接のビルを含めて全部で 16 カ所で済むのかなと思いました。毎日あそこを通っていますが、感覚的には少ない気がします。

河川管理者（近畿地方整備局 河川計画課長 久保田）

確認して、後ほど説明させていただきます。

## 江頭委員

2点ほどあります。1つは、意見34の狭窄部の説明で出された図です。水位と流量がごちゃごちゃになって説明されていたので、図をつくり直して説明して頂ければよいと思います。

それから、もう1つは、もし検討して頂いておれば紹介して頂きたいのです。最近、市町村でハザードマップがつくられているわけですが、例えば、土地の利用の仕方がハザードマップによってどれくらい変わってきたかという実例はあるのでしょうか。そういうデータはないのかもしれませんが、もしあれば紹介頂ければと思います。

## 河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

寝屋川市、高槻市のハザードマップは3年前にできました。今、全ての市町村でも作業中です。ハザードマップができた後、土地利用がどのように変わってきたかというデータはありません。恐らく殆ど実体的には変わってきてないのではないかと私は思っています。そういうことも含めまして、今後、本当に真剣に洪水に対してしびといまちづくりをしていこうと、市町村と連携をとりながら今回提案しております水害ポテンシャル軽減の協議会という場で議論して実行に移していければと思っております。

## 尾藤委員

質問29の水田・畑地の貯留機能についてお尋ねしたいのですが、ここで、水田に貯留することの可能性、実効性については、調査が必要であると書いてあります。調査が必要ということの意味をもう少し教えて欲しいのです。つまり、現在、水田・畑地の貯留機能というものについては全く未知数なので調査が必要だということなのか。それとも、あるところでは有効性があるのだけれども、あるところでは有効性がなく、有効性について混在しているということなので調査が必要ということなのか。或いは近畿整備局管内の水田・畑地についてはその可能性、実効性についてはまだよくわかっていないので調査が必要だということなのか。調査の中身がいろいろとあろうかと思えます。その辺はどうなのでしょう。

## 河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

私どもが治水の計画をつくる時には、河川にどれくらい流出するかを計算する時には、すでに水田があるものとして計算しておりますので、その意味では当然、水田込みの形にはなっております。

ただ、例えば、洪水期の前に水田の水位を落として貯留できるようにしておく、或いはあぜ道を高くしてさらに貯留できるようにするというところまでは、我々の治水計画の中では考えていない部分があります。実際にできるのかと考えますと、我々が洪水のために水田の水位を落としたい時と農業関係者の方が水田に水を貯めたい時というのはバッティングする可能性もありますし、必ずしも実効性が担保されていません。なおかつ洪水期にそういう水を水田に入れることが営農上できるのかという面もあります。ですから、その辺も含めて考えていかなくてはならないということになるのだと思います。現状における流出形態としては、水田込みの形にはなっています。

## 水山委員

「調査する」というと、その結果がフィードバックされていくようなイメージを受けます。もちろん、今後も調査研究は続くのですが、今つくろうとしている河川整備計画に、水田での貯留を治水の設備として組み込むのは、無理があると思います。やはりその辺ははっきり言って行く必要があるでしょう。全てについて、「調査する」として、希望を残しておくようなやり方には賛成できません。

## 森下部会長代理

この問題は、普通に考えられている市民の一般的な常識と少しずれているのだと思います。水田が治水機能を持つかどうかについては、今、明らかに休耕田として全く使われていない水田が問題だと思います。現在使っている水田の面積の問題と、これから増えていく休耕田を区分して、その休耕田に対して、どれくらいの治水の機能を持たせることができるかということ、流域として考えないといけないということです。それを踏まえた上で、どれくらいの治水能力を持たせることができるのかというようなところが大事なことで、そこがずれてしまうといけないのではないかと思います。

ですから、河川管理者がおっしゃっていることと、どんどん水田が使われなくなるという常識とのギャップをどうやって埋めていくのかということではないでしょうか。

## 今本部会長

水田や農地をどうするかについては、これまでは河川管理者は手を出さなかった領域なのです。それを、もっと積極的に治水面にも利用できないだろうかというのが、考え方の根本にあると思いますので、その辺について検討中とおっしゃったのではないかと考えているのです。これは大いに検討して頂ければと思います。よろしくお願いします。

## 池淵委員

現況で休耕田を入れた形でやっているという説明について、土地利用として水田、市街地、畑地というところに流出係数等の違い等がきちんと含まれており、評価なり効果として入れ込み済みだという理解でよいのでしょうか。

## 河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

モデルを実施していく過程で、ということです。

## 江頭委員

将来の川づくりについての考え方について、私が最近考えていることを言っておきたいのです。

治水と環境を同時に考える時には、水の連続性、流砂の連続性が非常に重要だと思います。そうしますと、これまでの流水能力の考え方も少し変えていかないと、治水安全度というのは守れないのではないかと思います。例えば、砂をこれまで以上に流していきますと、河床が変動します。河床が変動しますと、当然水位も変動し、それから抵抗が増加してこれまでよりも水位が上がるといったことが考えられるわけです。こういったこともあわせて、今後

考えて頂きたいと願っています。

森下部会長代理

治水というのは河川管理の1つの目標になっていました。しかし、実は1つの手法として完成されたのですよね。ですから、本当の目的は何なのかということにもう一度戻らないといけないのではないのでしょうか。治水そのものを目的にしたことはなかったですよね。その手法を変えることで目的が達成されるということは、やはり少しおかしいのです。相手は自然ですし、そこに住んでいるのは人間ですから、今までと違う切り口の治水というものを持っていかないと、先へ進めないかもしれません。

狭窄部を開削する、ダムをつくるというようなことは、本来はどういう生活を守るかという目標があったのです。ここで議論しないといけないのは、技術で解決しないものをどうしていくかということです。一番大事な治水が少し欠けているのではないのでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

それは委員会での議論かと思いますが、まさに今、森下部会長代理がおっしゃったようなことを、淀川において、まず皆さまで現状を共有化して、その中で洪水ということに対してどのような問題があるのだということから出発して、提言にも頂きましたし、我々の説明資料でも破堤による被害の回避と軽減ということとか、或いは狭窄部上流における浸水被害の軽減というようなことを出していると思います。

従って、今回の一連の議論の中では、単に手段としてどうするかというよりも、一体何の問題意識があって、どうするかというところから議論を積み上げてきたと私は思っていますが、もし違っておりましたら、お願いします。

今本部長

今日は委員からの質問、或いは意見に対して、河川管理者に答えて頂きました。委員以外に、一般の方からも随分いろいろな質問なり意見が寄せられているのです。この機会に、やはり一般の方からのご意見なりご質問にも答えて頂きたいと思います。

例えば、宇治川の景観の問題に対しては、一般からの意見が寄せられています。その意見に対する回答を、すぐというわけではありませんが、河川管理者には今後の機会でも考えてもらいたいと思います。

それと、例えば堤防の応急強化法というところで説明がありましたが、この流域委員会の提言で大事なことは、どのような洪水に対してでも壊滅的な被害を発生させないようにするというのと、治水であろうとも河川環境を重視した手法を用いて欲しいということだったと思います。

そういう観点から見ますと、先ほどの堤防の強化法は従来の方法で、ああいう方法では堤防の表面の植物というものを一たんはぎ取って戻すにしても、一度はそういうことをしなければならぬと思います。それを避けるために他の新たな方法を考えて欲しいというのが、この委員会の提言だったと思います。そこが配慮されてなかったような気がします。その点についてはどのようにお考えでしょうか。

全体を通じて、提言では治水について大きく転換しようと提案しているわけです。その提

案によって、治水がどのように変わったのかという点がわかりにくく、河川整備計画原案の説明資料(第1稿)というのは、これまでの延長線だという感じがします。ここがこう変わったのだというところをもっとわかりやすく説明して頂けたらと思います。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

まず、1点目につきましては、私どもが先般からご案内させて頂いておりますように、今、説明資料(第1稿)を持って各地で住民説明会をしております。もちろん、これで終わりではないですが、明日、大津での説明をもって1巡目の説明会が終わります。住民の方々からたくさん意見を頂いておりますので、お答えするように考えております。私どもは全てホームページでお答えするよう考えておりますけれど、これを委員会で紹介させて頂くということも可能かと思っております。

それと2点目につきましては、また議論して頂けるだろうと思っておりますが、基本的に堤防強化の方法というのをいろいろ考えていかななくてはならないということはあろうかと思っております。先ほどお示ししましたのは、今の技術でできることです。今回の提言にある治水の転換という意味では、いわば堤防をかさ上げして水位を上げてしまうような形で守っていくことをせずに、現況の堤防があるわけですから、現況の堤防をいかに強化していくかということで、技術的にできる方法としてお示したものが先ほどのプレゼンテーションです。その一方で、どういう方法でもっと強化できるか、もっと環境に影響がない方法はないかという検討もやっていかななくてはならないですし、どんどん試験施工という形でやっていくということはあると思っております。

ただ、技術的に確立するという意味では、2年や3年のスパンではなく、もっと長くかかるかと思っておりますが、それまでも試験施工という形も含めてやっていきたいと思っております。お示したのは今の技術で、今の形でできるならということでお示したものです。

水山委員

スーパー堤防も応急的堤防強化も全てをうまくやってほしいと思っておりますが、瞬時にでき上がるような話ではないのです。今の工法の話もありますし、それから、お金も時間の話もあります。そういった中で、実際にどのくらいできるのかという問題があります。逆に言いますと、環境を配慮するとできないという話があって、例えばやむを得ずダムという話も出てくるわけです。

どこまでが実行可能なのか、ある程度シナリオをつくらないとなかなか出てこないところなので、急いで答えは求めませんが、今後はそういう話もしていけないと思っております。何でもやっていきたいという話を繰り返していたのでは、具体的な話にならないと思っております。

いろいろな要望がいろいろなところから出てきているでしょうし、それらに対して配慮するという回答もできるのですが、時間とお金と環境も考えて、本当にどこまでできるのかを、そろそろ言っていく必要があると思っております。

川那部委員

今日の回答とは関係ないことで、もっと全体のことでよろしいですか。

治水に関しては2年半くらい前に、いわゆる河川審議会と言われる部会が出した流域での対応を含む効果的な治水のあり方というのと、その2日か3日ほど後で、水災防止委員会が出した水災防止の答申に、ある意味ではあまりにも合ったことをこの委員会は提言としては言っているのではないかという気がするのです。

そういう意味で申しますと、提言の内容そのもの、それからどのようにするかという問題が、実は一般の市民の方々はもちろんのこと、行政の方も、私の知っている限りではそれ程よくはご存じでないという部分がありまして、そこを国土交通省だけではなくて、我々はかなり皆さまに知らせる必要があるのではないかと思うわけです。

河川環境の問題というのは、もちろん非常に大事な問題ですが、例えば委員会の中間とりまとめの中には、河川環境の「か」の字も出てこないのです。つまり、治水という立場に立った、それ以外のものは何も考えないという状態であっても、現在までの河川改修には完全に対応に限界があると断言し、そもそも治水施設の整備水準を上回る洪水が発生する可能性をゼロにすることは不可能であるから、そのための水害防止対策を立てないといけないと言い、そして先ほど話がありましたけれども、水災は突発的な災害ではないということも含めて地方自治体はいろいろなハザードマップの作成公表を明確に位置付けるべきである、それに対してきちんと考えないといけないと言っているわけですね。流域委員会も提言を出したわけで、まさにそう思っているわけですが、一般にはまだ知られていないのです。

ですから、仮に河川環境というのを何にも考えないという立場に立っても、治水をどのようにならなければならないかは、この河川審議会のものをある程度まで認めるとするならば、はっきりあると思います。そういうものが並んだ中で、例えば河川環境というような立場から立てば、そのうちのどれが最もよしいのかという見方も一方ではしないといけないのではないかと思います。常に河川環境だからどうだというのではなくて、少なくとも治水部会では、仮に治水だけを考えたとしても、こうなのだということが広く知られ、その意見が出てくる中でどれをどのように選ぶべきかということを考えていかないといけないと思います。それと同時に河川環境の大事さというものも入れていくという二重構造を、どうしてもつくりたくないといけないという気がします。

その点でこれからのこの議論になることだと思いますけども、いわゆる「河川管理者」のお出しになった説明資料(第1稿)についても、その辺の説明を少しする必要があると思います。生態系の人間ですから、あえて逆の言い方をしますと、河川環境に仮に配慮しないとしても、治水の場合では、もはやこうしなければならないということをはっきりおっしゃって頂くことが必要なのではないかと思います。治水部会なり委員会なりはもっとはっきりしたことを言わないといけませんし、皆さまにお知らせしないといけないのではないかと思っております。

今本部長

只今のご指摘は根本に関わることでありますので、是非今後の治水のあり方をひっくるめて提言をいかしていけるような方法でご検討を頂きたいと思っております。

ただ、実際に具体的な方法で出てきますと、以前の治水の延長になっているということで、もっと基本に関わるようなことをどんどん検討していきたいと思っております。

それ以外にも、個人的に教えて欲しいということがありましたら、河川管理者が対応して



くれるのでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

仮にこの委員会の場でなくても、個人的に委員の方から技術的なご質問などがあれば、こちらからお伺いしてご説明させていただきます。

今本部長

よろしく願います。他はいかがでしょうか。

塚本委員（他部会所属）

川那部委員のお話で私も、委員会で壊滅的な破壊は、被害はと言われていましたけど、実は森下委員も言われましたように、生活環境も含めた環境というものを本当に考えていこうとしたら、1つは川幅を広げるしか多分ないと思いますね。

確率でいっても、どのような降雨が来るかわからないので、水があふれるのだというハザードマップを見たら非常に怖いですね。従来の河川管理でやってきたことの目的と、これからやることというのは違うはずですね。環境が河川法に入った時に、必ずそこは変わっていかねばならないと思います。私は具体的には今後やっていくには、堤内に対してある程度ゾーン化しないとイケないと思います。ライフラインを含めて、そこからその面に対してどうやっていくのかということを考えていかないとイケないと思います。

それから、場合によっては都市計画そのものも、これを基本に考えていかないと駄目ではないかということを行っていますけども、この2点ですね。川幅を広げるか、越水することに対して、やはりきちんと考えていかないとイケないと思いますね。

森下部長代理

先ほど、越流すると堤防が壊れるとおっしゃいましたが、それは、技術者にはあたり前のことなのです。しかし、市民には越流したら何故堤防が壊れるのかがわからないのです。そういうことが、市民と河川管理者のずれなのです。

河川管理者の方は非常によく知っていらして、先輩から受け継いで、ずっと河川行政をして下さったけども、市民にはわからないことが出てくるのです。天端とおっしゃるけれども、天端という言葉を理解できる人はなかなかいません。ですから、そういうようなことが少しずつずれているので、こういうところでお話するときには、一番意思が通じるので、河川管理者が日頃考えてらっしゃることをどのように伝えたらよいかというのを少し検討されるべきだと思います。そうでないと市民には伝わらないと思います。

これからは、堤内地に水が入ってきた時にその堤防を切って、外へ出すようなそういう堤防も技術的につくれるのでしたらつくったらよいですすね。そういう対策を立てる気があるのかなのかということが、治水のこれからの考え方の上では大事ではないかと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

今、住民の方に説明して回っています。その中でも、我々の言葉や考え方自体が、住民の方々とずれているものですから、なかなか理解してもらえない点があります。我々も戸惑い

ますし、住民の方も戸惑うという点があると思います。さらにもっと住民説明会をやっていこうと思いますので、それに際して、また言葉の使い方、或いはいろいろなデータ、いわゆる図表を使って、できるだけわかりやすくやっていきたいと思っております。

森下部会長代理

もう1つあるのですが、狭窄部があるために本来働く機能の半分も川が働かないという、その危機感を市民に伝えるようにすべきだと思います。単に狭窄部を掘削するしないだけではなくて、狭窄部があることによって上流まで影響を受けるという怖さを河川管理者は知ってらっしゃるわけですから、それをきっちりと説明できないかなと思います。

塚本委員（他部会所属）

宮本所長の話ですけど、私はハザードマップを見て、今の子どもたち、本当に関心ある子どもたちに是非これを伝えてやりたいと思いました。大人に一生懸命やっても効果が少ないと思います。

今本部長

流域委員会にこれまでに寄せられた意見の中で、「委員会は治水を軽視しているのではないか」といった意見も見られました。我々はそういうつもりは毛頭ありません。治水をよりレベルアップするための方策を検討しているわけです。ところがそういう誤解を持たれる方もおられるわけです。もっとわかりやすく説明する責任が、流域委員会にもあると思います。

今、塚本委員が言われましたが、子どもにもっと川を理解してもらおうと思えば、子どもにもわかる文章で書かないといけないということで河川管理者が検討されていると聞きましたが、その辺はいかがですか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

先日、世界水フォーラムの子ども版が、下鴨神社で塚本委員がリーダーとなって開催されたのです。私もそこに出させて頂きまして、つくづく次の世代、その次の世代の子どもたちに理解してもらわないと、たとえ我々がよい河川整備計画をつくったとしても、うまく引き継いでもらえない、バトンタッチできないのではないかという思いを非常に強く持ちました。

そういう意味において、説明資料（第1稿）も、大人の方もなかなか理解できない点があるかと思いますが、さらに子どもさんになると、全く何を言っているかわからないということになるかと思いますが、我々は、小学校の高学年から中学生くらいでもわかるようなバージョンを検討しております。また、これについてはご報告したいと思います。

森下部会長代理

ハザードマップという言葉がよくないと思います。「雨が降ったら浸かるところの地図」とか、「地震が起きたら揺れが大きい地図」とか、もう少し言葉を考えた方がよいのではないのでしょうか。

ハザードマップという言葉は学生や先生がお話しされるぶんにはよいですけども、職業の違う人たち同士が話をする時には、そういう言葉はあまり受けないのではないですか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

言葉の話を、また整理してお話をさせて頂いたらよいのかなと思います。

委員の皆さま方からの質問で出ているのですが、先ほどの「応急的堤防強化」という言葉も、当然堤防強化をやっていかななくてはならないということの中で、堤防は越水したら破堤すると、ある意味では越水しなくても、浸透・洗掘で破堤するのだということを何度も言ってきた中で、堤防強化をすれば破堤しない堤防ができるのかというような誤解を私どもは与えてないかという危惧があります。基本的に我々はスーパー堤防でなかったら絶対に破堤しないようなものはできないのではないかという考え方を持っている中で、「応急的堤防強化」という言葉が出てきているところがあります。

それと、ハザードマップの中身にしましても、どこまでが水に浸かるのかという意味では、浸水想定区域図なのです。一方、市町村がつくるハザードマップというのは、どこに逃げるかということまで書いてあるものがハザードマップだと思います。その辺も多少議論の中で混乱する、我々もまさに「応急的堤防強化」と勝手につくっている言葉ですので、こういふことでありますということも含めて整理させて頂きたいと思います。

今本部長

時間の関係上、次に進ませて頂きたいと思いますが、この資料 3-3 に、『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)』検討にあたっての論点(案)について』という、A3の横長の資料があります。

この中で、特に提言と河川整備計画原案の説明資料(第1稿)との間にずれ、或いは論点をまとめてあります。今日は議論する時間がありませんので、是非こういう形で、各委員の皆さまにも整理して頂いて、次回から論議していきたいと考えています。

A3の資料というのも非常に見づらいものです。これは何とかもう少し見やすい形にして頂けないかとも思っているのですが、これは庶務で検討して頂くということにしまして、ここで一般の傍聴の方からの質問なり意見をお聴きしたいと思います。

傍聴者(新保)

大阪自然環境保全協会の新保満子と申します。

皆さまの議論の中に流水能力についての議論がありましたが、その1番もとになります基本高水流量の件について一言も出ておりません。これを今のままで置いておかれれば、ダムをつくるより仕方がないという結論になります。

ですから、基本高水流量はどういうところで作成されたのか、その見直しをしていかなければならないと思います。基本高水流量を今のまま残しておいて、下流の堤防をどうするのかという話をしても駄目ではないかというのが、大阪自然環境保全協会と淀川工事事務所で行った意見交換の内容でした。

その時に、大阪自然環境保全協会の責任者が河川管理者にどう考えておられるのですかとお伺いしたのですが、言われた方はびっくりされていたというようなところがありました。

基本高水流量を検討して頂かないことには、これから先、審議が進まないのではないかと考えております。

今本部長

今のご意見に対して、私自身の考え方を述べさせていただきます。

基本高水流量というものを決めて、それに対応してやっていくというのはこれまでのやり方です。これはきちんと河川砂防技術基準(案)に基づいたやり方で、そう軽々しく、この委員会でそういうのをやめたというようなことはできないのではないかと考えています。

しかし、だからといって、そこに触れずに議論するということが意味がないという面もありますので、私どもは私どもの立場として、その点については議論していきます。

例えば、計画規模を決めて、それに対して水害が発生しないようにというのがこれまでのやり方でした。この委員会ではそういうやり方では、対象規模以上のものがあつたらどうなるのかということから議論してきたことです。ですから、今ご指摘されたことは常に心の底にありますし、これから大いに議論していきたいと考えています。

池淵委員

今のご指摘は、我々も「治水計画のあり方」のところに「計画規模を上回る洪水を含めて」という言葉があつて、この「計画規模」というのは一体どのように我々は内容としてとらえているのかというようなことでもあるので、そこにいきなり基本高水流量とか、そういう形の話があるのか、我々はいみじくもそれを含めてどのような大洪水に対しても対応することなどを提言しているもので、ここに「計画規模」という言葉を出している以上は、やはりそういう辺りの議論があると思います。

今本部長

他はよろしいでしょうか。

それでは、その他ということで庶務の方からよろしくお願いします。

庶務(三菱総合研究所 近藤)

資料4、A4縦の1枚をご覧ください。

テーマ別部会として4月21日に一定のメッセージを委員会に出すためには、住民参加部会は4月11日、18日と2回ありますが、治水部会もこの辺りで1回ないしは2回くらい入れて、今日以外で3回くらいご議論頂く必要があります。

細かい日程はまた庶務から皆さまに伺ってやりますが、大きな枠をご検討頂きたいと思えます。

そうしましたら、皆さまに庶務の方から日程をお伺いして、日程調整をさせていただきます。

それから、先ほど部長からお話がありましたA3の表につきまして、次回3月27日にこの内容についての議論に入りますので、お手数ですが来々週の金曜日、3月21日頃までに、提言に書いてある内容と河川管理者から出ている説明資料(第1稿)をつき合わせ、3月27日の次回の治水部会で議論したい内容を庶務の方にお寄せ下さい。具体的な手続についてはまたご案内を差し上げます。

そうしましたら、以上で本日の審議は、第1回の治水部会は終了させていただきます。どうもありがとうございました。

次回は3月27日12時30分から京都国際会議場です。

なお、今日午後1時30分から利水部会、4時30分から環境・利用部会があります。そこにご出席される方は、今お持ちの資料をご持参の上、ご参加、この場所、同じ場所ですが、おいで下さい。よろしくお願い申し上げます。

以上

### 議事録承認について

第13回運営会議(2002/7/16開催)にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録(案)完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する(確認期間 2週間)。
2. 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
3. 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。